世田谷区基本計画

平成26年度 ▶ 平成35年度 (2014)

概要版

せたがや 参加と協働のまた





世田谷区長 保坂 展人

「子どもが輝く参加と協働のまち せたがや」をめざして

平成25年9月に区議会で議決された世田谷の20年間を展望する新たな基本構想を踏まえ、将来人口推計や財政見通しなどの中長期的展望を見据え、10年間の区政運営の基本的な指針となる基本計画を策定しました。

基本構想、そして基本計画の策定にあたっては、区民参加と策定プロセスの公開と共有を心がけました。シンポジウムや タウンミーティングの開催に加え、無作為抽出型の区民ワークショップを積みあげてきました。

この計画は、区民が主体的に地域を運営する「住民自治の確立(参加と社会的包摂)」、良好な生活環境を守りつつ都市の新たな魅力や活力を創出する「環境と調和した地域社会の実現」、「自治権の拡充と持続可能な自治体経営の推進」の3つの方針のもと、福祉、子ども・教育、暮らし、都市整備などの各政策を総合的かつ体系的に進めていくものです。

とりわけ、「子ども若者が住みたいまちづくり、教育の推進」「高齢者・障害者等の在宅生活を支え、孤立させないための地域包括ケアシステムと住まい」「安全で災害に強いまちづくり」「自然の恵みを活かして小さなエネルギーで暮らす豊かなまちの実現」「世田谷区の文化の創造と知のネットワークづくり」「豊かなコミュニティ活動の発展と住民自治の推進」の6つの政策を重点的に進めていきます。

計画の副題には、「子どもが輝く 参加と協働のまち せたがや」を掲げました。高齢者から子どもまで、世代を超えてあらゆる区民に「参加と協働」の可能性をひらき、次の世代に持続可能な環境と社会基盤というバトンを引き継いでいくというメッセージを発信するものです。

全国で少子高齢化が進み、人口減少により社会全体が縮小していくなか、子どもを大切にし、子育てのためのしっかりした 土台を築いていきます。

変化の激しい時代に、多様化する区民ニーズに応え、区民の参加と協働のもと、政策の実現を図ります。

平成26年3月





世田谷区基本構想

平成25年9月27日議決

世田谷区は、1932(昭和7)年に世田谷、駒沢、玉川、松沢の2町2村が合併して生まれました。その後、1936 (昭和11)年に千歳、砧の2村が合併して現在の世田谷区の姿となり、いまでは、東京都内で最も多くの人が暮らす住宅都市へと発展しました。区民と区は国分寺崖線や多くの河川、農地などの貴重な自然環境と地域の文化、伝統を大切にしつつ、寛容で活気あふれる社会を築くとともに、自治を追求してきました。

一方、少子高齢化によって、世田谷区でも人口構成が大きく変わり、単身・高齢者世帯がますます増えていきます。金融、労働、情報などのグローバル化が進み、地球資源の限界にも直面しています。格差や少子化、社会保障の維持などの課題に取り組むことも求められます。また東日本大震災と原子力発電所の事故は、災害への日ごろの備えがきわめて重要で、緊急の課題であることをあらためて認識させただけでなく、一人ひとりの生き方や地域社会のあり方を見なおすきっかけとなりました。

こうした厳しい時代にあっても、先人から受け継いだ世田谷のみずとみどりに恵まれた住環境や、多様性を尊重してゆるやかに共存する文化・地域性は、子どもや若者の世代へ引き継いでいかなければなりません。多様な人材がネットワークをつくり、信頼関係に支えられてだれもが安心して暮らすことができる都市を築いていくことが必要です。

世田谷区はこのような考え方のもとで、基本構想として、今後の目標や理念を九つのビジョンにまとめました。これは今後20年間の公共的指針です。区民は主体的に公にかかわり、地域とのつながりをさらに深め、自立して自治をより確かなものにします。区は自治体としての権限をより広げ、計画的に行政を運営し、区民や事業者とともに、基本構想の実現に努めます。

九つのビジョン

一、個人を尊重し、人と人とのつながりを大切にする

個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築いていきます。差別や偏見をなくし、いじめや暴力のない社会を実現します。だれもが地域の活動に参加できるようにします。世代を超えて出会い、集える多様な場所を区民とともにつくります。人と人とのつながりを大切にして、一人ひとりが地域の中で自分のライフステージに沿って居場所や役割を見いだし、活躍できるようにします。安心して暮らし続けるためのセーフティネットを整えます。

一、子ども・若者が住みやすいまちをつくり、教育を充実する

家庭、学校、地域、行政が柔軟に連携して教育の充実につとめます。子どもの人権を守り、個性や能力を伸ばし、郷土を慈しむ心や豊かな人間性を育みます。子ども・若者が希望を持って生活できるようサポートし、住みやすい、住みたいまちをめざします。また子育て家庭や保育を必要とする家庭を支援し、親の学びと地域の中の交流の機会を設けるなど、子どもと大人が育ちあうまちをつくります。区民やNPOによる子どもや若者、子育て家庭のための活動も応援します。



一、健康で安心して暮らしていける基盤を確かなものにする

一人ひとりがこころとからだの健康や病気の予防を心がけ、できる範囲で公の役割を担えるような地域づくりを進めます。 障害者や高齢者をはじめ、だれもが安心して暮らしていけるように身近な地域で保健・医療や福祉サービスの基盤を確かな ものにします。世田谷で実績のある区民成年後見人の取り組みや高齢者の見守りなどをさらに広げ、そうした活動にたずさ わる人材を地域で育てます。多世代が共に協力して支え合う新たな暮らし方を希望する人も応援します。

一、災害に強く、復元力を持つまちをつくる

老朽化しつつある社会インフラを保全、更新するとともに、建物の耐震化・不燃化や避難路の整備、豪雨対策など、安全で災害に強いまちづくりを進めます。区民が防災・減災の意識と知識を持ち、小学校などを地域の拠点とし、災害弱者になりやすい人への支援もふくめた地域づくりに力を尽くします。災害時の活用を意識して、自らの暮らしに不可欠なエネルギーや食糧などは、一つの方法に頼らないようにして備えておきます。災害など何かあってもしなやかに、そしてすみやかに立ち直れるまちにしていきます。

一、環境に配慮したまちをつくる

将来の世代に負担をかけないよう、環境と共生し、調和したまちづくりを進めます。農地、屋敷林といった武蔵野の風景をはじめ、23区内でも希少なみずとみどりを保全・創出し、その質と量の向上を図ります。また、地球環境の問題も意識し、エネルギーの効率的な利用と地域内の循環、再生可能エネルギーの拡大、ごみの抑制、環境にやさしい自転車や公共交通機関の積極的な利用などを進めていきます。

一、地域を支える産業を育み、職住近接が可能なまちにする

地域を支える多様な産業を育成していきます。活気のある商店街や食の地産地消を可能にする農地、環境や生活に貢献する工業技術も重要です。各分野で世田谷ブランドを創造し、区内外に伝えます。区内に数多くある大学、NPOなどの専門性や人材を生かします。ソーシャルビジネスなどによって若者や子育てをしている人、障害者、高齢者も働き手となる職住近接が可能なまちにします。仕事と生活の両方を大事にするワークライフバランスを提唱していきます。

一、文化・芸術・スポーツの活動をサポート、発信する

区内から多くの人材を輩出している文化・芸術・スポーツの分野では、区民の日常的な活動をさらにサポートし、より多くの人に親しむ機会を提供します。区民が生涯を通じて学び合い、文化やスポーツを楽しみ、世代を超えて交流できる地域の拠点をつくります。そこで生まれた文化や芸術を国内外に発信していきます。また、いまも残る世田谷の伝統行事や昔ながらの生活文化も将来の世代に引き継ぎます。

一、より住みやすく歩いて楽しいまちにする

区は他の自治体に先駆け、区民と手を携えて総合的なまちづくりに取り組んでいます。今後も区民とともに、地域の個性を生かした都市整備を続けていきます。駅周辺やバス交通、商店街と文化施設を結ぶ道路などを整えます。歴史ある世田谷の風景、街並みは守りつつ、秩序ある開発を誘導し、新しい魅力も感じられるよう都市をデザインします。空き家・空き室を地域の資源として活用するなど、より住みやすく、歩いて楽しいまちにしていきます。

一、ひとりでも多くの区民が区政や公の活動に参加できるようにする

自治の担い手である区民が区政に参加できる機会を数多く設けます。幅広い世代の区政への関心を高め、多様な声を反映させるため、区民が意見を述べる場を今後もつくります。地域の課題解決に取り組む区民や団体が、互いに協力して自治を進められるよう支援します。区をはじめ公の機関・組織は情報公開を徹底するとともに、区民との信頼関係を築いていきます。町会・自治会やNPOの活動にも加わるなど、地域の課題に主体的に向き合う区民が一人でも多くなるよう努力します。



実現に向けて

区はこの基本構想の実現に向けて、次の方策を講じていきます。

《計画的な行政運営》

- ●基本構想にもとづいて、基本計画や実施計画などをつくります。
- ●基本計画などについて、計画から実施、評価、それを受けた改善のサイクルをつくり、外部評価も含め、検証しながら進めていきます。

《地域行政と区民参加》

- ●区民の視点に立って多様な課題に対応できるよう柔軟に組織を構築します。
- ●きめ細かい地域行政を展開するため、総合支所、出張所・まちづくりセンターなどでも区民が区政に参加する機会を数多く つくっていきます。
- ●地域における行政サービスのあり方を踏まえた区庁舎の整備を進め、災害時の拠点としても十分機能するようにします。

《自治権の拡充と持続可能な自治体経営》

●都区制度の改革や財政自主権の確立に積極的に取り組み、自治権を広げるとともに、持続可能な自治体経営に向けて行政経営改革を進め、財政基盤を強化します。

《区外との協力》

- ●国や都と協力し、近隣自治体とも連携して広域的な課題に取り組みます。国内外の自治体との関係を深め、それぞれの特色を生かして、災害時の協力体制などを築きます。
- ●多文化が共生する社会の実現に向けて、国際交流を進めていきます。



解 説

世田谷区基本構想の将来像、位置づけ、基本理念

世田谷区基本構想は、前文において区のめざす都市像、基本構想の位置づけ、基本理念を謳っています。

将来像

信頼関係に支えられてだれもが安心して暮らすことができる都市

東日本大震災の経験を踏まえ、一人ひとりの主体的な参加のもとに自立した地域社会を築き、いざという時に支えあい、助け合える強さを持った都市をめざします。

●世田谷区の財産を守り育て、子どもや若者の世代 へと引き継ぐ

みどりとみずの豊かな住環境や、住民が主体的にまちづくりを進める気風などを守り、引き継ぎます。

●多様性を尊重して、ゆるやかに共存する社会をつくる

だれもが自分らしく暮らすことができるよう、違いを認め合い、ともに暮らしていく寛容な地域社会をつくります。



今後20年間の公共的な指針(公のものとして皆で共有する目標)



区が何をするのかという約束だけでなく、世田谷区の一員である区民や 事業者の皆さんも含む、わたしたち 全員の目標を掲げています。



※「公」とは…「個人の立場を離れて全体にかかわること、社会、 公共、世間」という、私(わたくし)に対応する意味を持つ言葉

基本 理念

自治をより確かなものにする

一人ひとりの主体性、自治体としての主体性を追求することが自治の根本です。



●区民が主体的に公にかかわる

区だけが公を担うのではなく、事業者や区民の皆さんが公共的なサービスを担っていくことで、自治の原点である「自分たちで自分たちのことをすること」を確立します。

●自治体としての権限をより広げる

住民に最も身近な政府として、複雑化する社会の難しい問題を横断的、総合的な政策で解決できるよう、国・都に働きかけて権限を拡充します。



世田谷区基本計画

基本計画は行政運営の基本的な指針であり、中長期的な展望を踏まえ、向こう10年間の施策を総合的かつ 体系的に明らかにする、最上位の行政計画です。

計画策定の背景および中長期的な展望として、基本構想でも触れられている人口構成や家族形態の変化などの課題認識を示すとともに、区財政の見通し、公共施設や都市インフラの老朽化等の状況、自治権拡充の動向といった点について示し、今後の区政の推進にあたって踏まえるべき点を明確にします。



基本構想が示す九つのビジョンの実現に向けた3つの基本方針

●住民自治の確立 ―参加と社会的包摂―

区民が主体的に地域を運営する住民自治の確立に向けて、区の計画や条例の策定などへの区民参加の機会を充実するとともに、地域行政を進め、住民の意思を尊重した区政運営を行います。

●環境と調和した地域社会の実現

みずとみどりに恵まれた良好な生活環境を守り、次の世代に伝えるとともに、都市の新たな魅力や活力を創出するため、一人ひとりの暮らし方や都市機能のあり方を見直します。

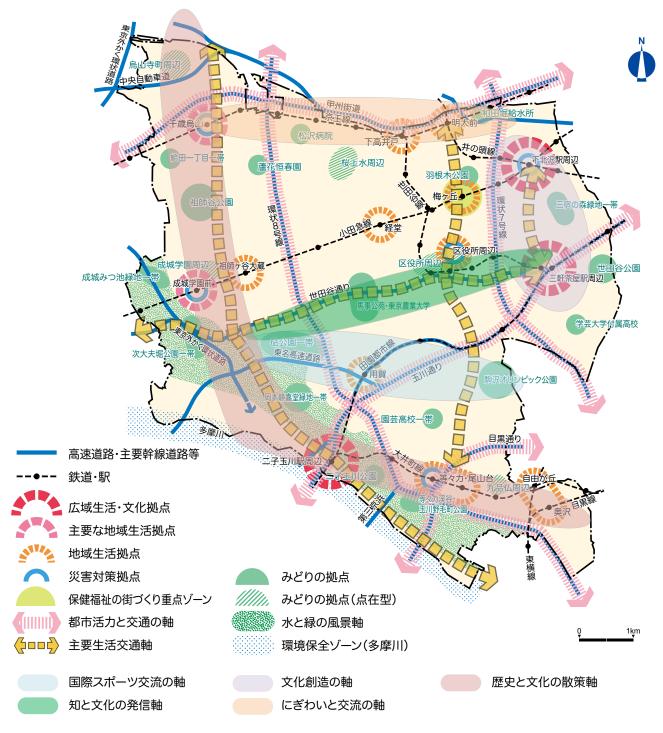
●自治権の拡充と持続可能な自治体経営の推進

地方分権の動きの中で、東京都内で最大の人口を擁する区民に身近な基礎自治体として、地域の実情や 区民のニーズを踏まえ、主体性や独自性を持った政策展開を図ります。



世田谷区がめざすまちづくり像

基本計画の実現に向けて、88万人都市「世田谷」の拠点や軸を位置づけ、相互にネットワークを図り、個性と魅力あふれる「子どもが輝く参加と協働のまちせたがや」をめざします。

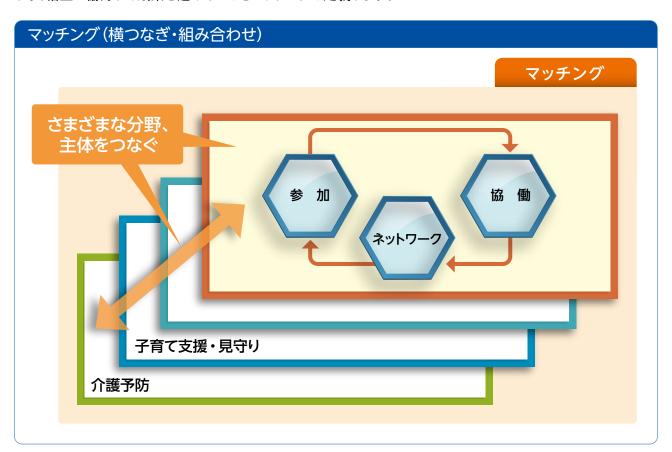




マッチングによる政策の推進

●定義と政策の推進

目的を共有し、縦割りを超え、さまざまな分野や主体を横つなぎ・組み合わせることで、課題解決の力を高めるよう、相互に協力して政策を進めることをマッチングと定義します。



●情報公開と区民参加

区が進めるマッチングの考え方や方法を、外部委員会から意見をいただき、検証するとともに、区民へ情報を提供し、意見を聴きながら検討を進めます。

●展開

組織の中で整理したノウハウを「指針」にまとめ、 他の施策展開にも適用するなど庁内に広げます。また、 区民や事業者へも協力を呼びかけ、マッチングにより、 ともに地域課題の解決を進めます。





重点政策

重点政策は、基本構想の「九つのビジョン」に込められた目標や理念を踏まえ、確実に主要な課題を解決し、 諸施策を展開するにあたり、特に重要な政策についてその目的と方向性を掲げ、区の関係部門が連携し、区民・ 事業者とともに、総合的に展開することをねらいとしています。

今後10年間にわたり、区は、その実現に努めていきます。その過程のなかで、総力をあげて政策実現のノウハウを重ね、区民との協働を進めるなかで、基本計画全体をリードしていきます。

① 子ども若者が住みたいまちづくり、教育の推進

「子育て応援都市をめざします |



- ①子育て環境基盤の整備〈指標▶子育てしやすい環境意識〉
- ②教育環境と支援体制の充実〈指標▶教育相談の件数〉
- ③若者が力を発揮する環境づくり〈指標▶若者就労率や社会とのかかわり、サポートセンター 就業率〉
- ④子どもにやさしいまちづくり〈指標▶子育てしやすい環境意識〉
- ② 高齢者・障害者等の在宅生活を支え、 孤立させないための地域包括ケアシステムと住まい

「高齢者を孤立させない都市をつくります」



- ①相談支援体制の整備〈指標▶相談件数の推移〉
- ②保健・医療・福祉の基盤整備〈指標▶施設やサービス供給の数、健康寿命の延伸〉
- ③地域における支えあいの推進〈指標▶実施地区数〉
- ④安心して暮らせる住まいの確保〈指標▶居住支援のマッチング数〉
- 3 安全で災害に強いまちづくり

「災害に強く復元力のある都市をつくります」



- ①区民の防災意識、地区の防災力の向上〈指標▶区民防災意識、災害支援協定の数〉
- ②震災対策における緊急整備〈指標▶木造住宅密集地域不燃化率〉
- ③豪雨対策の推進〈指標▶雨水流出抑制対策量〉
- ④社会インフラの適切な保全・更新〈指標▶橋梁の修繕・架替え数〉



4

自然の恵みを活かして 小さなエネルギーで暮らす豊かなまちの実現

「自然エネルギーと新たな活力が生まれる環境共生都市をつくります」

施策の 目 標

- ①再生可能エネルギーの利用拡大〈指標▶太陽光発電の普及数〉
- ②環境負荷の小さいライフスタイルの普及〈指標》世田谷区のエネルギー使用量〉
- ③みどり率の向上〈指標▶公園の面積率〉
- ④職住近接の推進〈指標▶区内就業者数、起業への取組み状況〉

5 世田谷の文化の創造と知のネットワークづくり

「文化・芸術・スポーツを多世代で楽しむ都市をめざします」



- ①区内外への世田谷の文化の魅力の浸透〈指標▶主要文化資源認識率〉
- ②新たな図書館機能の創造〈指標▶資料の貸出し数の変化〉
- ③スポーツの新たな価値の創造〈指標▶成人の週1回以上のスポーツ実施率〉

6 豊かなコミュニティ活動の発展と住民自治の推進

「コミュニティ活動で互いに支える都市をつくります」



- ①地域活動への参加人数の向上〈指標▶地域活動への参加率〉
- ②地域活動団体の活動の活発化〈指標》地域活動団体数、地域活動団体の人材確保数〉
- ③地区における協働の基盤づくり〈指標▶地区における情報交換、交流の場〉





分野別政策

基本構想の「九つのビジョン」を行政の各分野において具体化し、4つの分野別の体系で表したものです。

健康•福祉

健康づくりの推進

- 生涯を通じた一人ひとりの健康づくりの推進 健康に関する安全と安心の推進
- 介護予防の総合的な推進

相談支援体制の確立 及び保健・医療・福祉の 連携強化

- 相談支援機能の確立と強化
- 保健・医療・福祉の連携強化

区民、事業者等との 協働による地域づくり

- 見守り施策の推進
- 地域支えあいの推進

保健福祉サービスの質の 向上と権利擁護の促進

- 高齢者・障害者の権利擁護の取組み
- 保健福祉サービスの質の向上

地域福祉を支える 基盤整備

- 在宅生活を支える保健福祉サービスの整備 福祉人材の確保及び育成
- 総合的な生活困窮者への支援

子ども若者・教育

若者が力を発揮する 地域づくり

- 若者の交流と活動の推進 若者の社会的自立の促進
- ●生きづらさを抱えた若者の支援

地域社会を創る 生涯学習の充実

- 生涯学習社会の実現● 社会教育の充実
- 知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造
- 文化財の保護・普及活動の推進

子どもが育つ環境づくり

- 地域の子育て支援の推進保育・幼児教育の充実
- 子育て家庭の支援の推進 子どもの成長と活動の支援

質の高い 学校教育の充実

- 知育・徳育・体育の充実特別支援教育の充実
- 信頼される学校づくり 教育環境の整備

虐待のないまち・子ども・ 子育て家庭への支援

- 支援を必要とする子どものサポート 支援を必要とする家庭のサポート
- 教育相談・不登校対策の充実



暮らし・コミュニティ

地域コミュニティの促進

- 区民の地域活動への参加促進 区民が参画する団体の活性化促進
- 区と活動主体及び活動主体間同士の連携・協働促進
- 地域住民が参加、運営するしくみづくり

安全・安心のまちづくり

- 地域防災力の向上 防火・防災力の向上 犯罪抑止の取組み
- 消費者の自立支援 生活相談の充実

多様性の尊重

- 人権の尊重男女共同参画の推進DV防止の取組み
- 多文化共生の推進

文化・芸術の推進

- 多彩な文化・芸術資源の魅力発信 文化・芸術の振興と活動支援
- 文化・芸術活動の場の充実

生涯スポーツの推進

- 地域におけるスポーツ活動の推進
- 子どもの体力向上に向けたスポーツ施策の充実 スポーツの場の確保・充実

快適で暮らしやすい 生活環境の創造

- 環境に配慮したライフスタイルへの転換 自然の恵みを活かしたエネルギー利用の促進
- ごみ減量と循環型社会の形成 快適で安らぎのある生活環境の維持・確保
- エコ区役所の実現と環境に配慮した公共施設整備 災害時に不可欠なエネルギーの確保

産業振興・雇用促進

- 世田谷産業の基礎づくり 世田谷人材の充実と活用 商業・サービス業の振興
- 工業・ものづくりの振興 都市農業の振興 まちなか観光の推進

都市づくり

災害に強い街づくり

- 木造住宅密集地域の不燃化の促進 建築物の耐震化の促進
- 復興街づくりの推進 豪雨対策の推進 防火・防災力の向上

みどりとやすらぎのある 快適な住環境の推進

- 土地利用の適正化 様々な住まいづくりと居住支援
- 協働によるみどり豊かなまちづくりの推進 世田谷らしいみどりとみずの保全・創出
- 公共施設の緑化推進 地下水の涵養と保全ならびに雨水の利活用

魅力ある街づくり

- 地区街づくりの推進 魅力ある風景づくりの推進 ユニバーサルデザインのまちづくり
- 安全で快適な歩きやすい道路環境の整備 魅力あるにぎわいの拠点づくり
- 京王線駅周辺街づくりの整備・小田急線上部利用の推進

交通ネットワークの整備

- 総合的交通計画の推進 公共交通環境の整備
- 自転車利用環境の整備 交通安全と事故防止の取組み

都市基盤の整備・更新

- 道路ネットワークの計画的な整備 公園・緑地の計画的な整備
- 連続立体交差事業等に合わせた安全安心の拠点づくり 都市基盤の適切な維持・更新



地域計画

各地域の特性と地区におけるまちづくり活動の目標(地区ビジョン)を踏まえ、めざしていく将来像(まちの将来像)を明らかにしています。また、基本計画の分野別政策等と整合を図り、推進します。

世田谷地域





- 世田谷の歴史と文化を大切にし、交流とにぎわい、活力の あるまち
- 安心して豊かな気持ちで暮らせるまち
- 災害に強く安全で、いつまでも住み続けたいまち

北沢地域





- ともに支えあい、絆をはぐくみ、健康を招くまち
- モダンと伝統が織りなす、若さとにぎわいのあるまち
- 災害に強く、安全で住みよいまち

玉川地域





- 地域で育む安心・安全と笑顔のまち
- 国分寺崖線や等々力渓谷などの自然豊かな住みよいまち
- にぎわいと元気あふれる魅力的なまち

砧地域





- みどりとみずと農の豊かな砧の原風景を未来に引き継ぐまち
- 歴史と伝統を大切に文化とにぎわい・交流の元気のある まち
- あらゆる世代が健やかでこころふれあう災害に強い安全・ 安心のやすらぎのあるまち

烏山地域





- 地域がつくる、活気あふれる賑わいと笑顔のあるまち
- 武蔵野の面影を残す自然と文化の落ち着きの中で安心と 安全をともにつくるまち
- あらゆる世代がいきいきと元気で暮らせるこころのふるさと 鳥山



実現の方策

区では、参加、協働、ネットワーク、情報公開を進め、区民参加を推進するとともに、各政策を実行し、確実に支えていくために計画の着実な推進、執行体制の整備、地域行政の推進、財政運営、行政経営改革に取り組みます。

●区民参加の推進(参加、協働、ネットワーク)

- ①参加の拡充
- ②協働によるまちづくり
- ③ネットワークの広がり
- ④情報公開と区民参加

❷持続可能な自治体経営

- ①計画の推進と評価・検証
- ②執行体制の整備
- ③地域行政の推進
- ④自治権の拡充と財政運営
- ⑤行政経営改革の推進

外郭団体改革基本方針

外郭団体の自主・自立に向け、より一層の効率的な経営の確立をめざし、向こう10年間における区および 外郭団体が取り組むべき改革の方向性を明らかにする「外郭団体改革基本方針」を定めました。

- ①外郭団体のあり方に関する見直し
- ②外郭団体への委託事業に関する見直し
- ③財政的支援・関与の見直し

- ④人的支援・関与の見直し
- ⑤中期経営目標の設定及び人事・給与制度の見 直し

公共施設整備方針

多様化する区民ニーズ等の変化に対応し、老朽化する施設を適切に更新、維持していくためには、施設の総量(施設数、延床面積)の増加を抑制し、効率的・効果的な公共施設の整備や維持管理によって、これらの経費を極力抑える必要があることから、向こう10年間の新たな「公共施設整備方針」を定めました。

- ①施設総量の増加抑制
- ②既存施設等の有効活用
- ③施設整備・維持管理経費の抑制

- ④運営・配置の見直し
- ⑤求められる機能の整備

●方針に基づく取組み

- ①中長期計画に基づく公共施設の整備
- ②全庁横断的なマネジメントの推進
- ③施設種別ごとの整備量の見直し





世田谷区基本計画 概要版

発 行 日: 平成26年3月

編集•発行: 世田谷区政策経営部

世田谷区基本構想·政策研究担当部 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

電話 (03)5432-1111(代)

(広報印刷物登録番号 No.1128)

